（客室）

第三十二条　客室には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一列車ごとに二以上（三両以下の車両で組成する列車にあっては、一以上）、特別車両以外の車両の座席の近傍に設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一　車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。

二　車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

三　（略）

四　車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

五　車椅子スペースである旨が表示されていること。

2　（略）

3　便所を設ける場合は、そのうち一列車ごとに一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4　前条第三号の基準に適合する旅客用乗降口と第一項の規定により設けられる車椅子スペースとの間の通路のうち一以上及び一以上の車椅子スペースと前項の基準に適合する便所との間の通路のうち一以上の幅は、それぞれ八十センチメートル以上でなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5・6　（略）

（乗降口）

第三十七条　（略）

2　乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

（客室）

第三十二条　客室には、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを一列車ごとに一以上設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一　車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。

二　車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

三　（略）

四　車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

五　車いすスペースである旨が表示されていること。

2　（略）

3　便所を設ける場合は、そのうち一列車ごとに一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4　前条第三号の基準に適合する旅客用乗降口と第一項の規定により設けられる車いすスペースとの間の通路のうち一以上及び当該車いすスペースと前項の基準に適合する便所との間の通路のうち一以上の幅は、それぞれ八十センチメートル以上でなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5・6　（略）

（乗降口）

第三十七条　（略）

2　乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　スロープ板その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

（車椅子スペース）

第三十九条　バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一　車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二　車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三　車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四　車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五　他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされているバス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六　車椅子スペースである旨が表示されていること。

七　（略）

（通路）

第四十条　第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2　（略）

（福祉タクシー車両）

第四十五条　車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架（以下この項において「寝台等」という。）又はその他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。

（車いすスペース）

第三十九条　バス車両には、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを一以上設けなければならない。

一　車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二　車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三　車いすを固定することができる設備が備えられていること。

四　車いすスペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五　他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされているバス車両である場合は、車いす使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六　車いすスペースである旨が表示されていること。

七　（略）

（通路）

第四十条　第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2　（略）

（福祉タクシー車両）

第四十五条　車いす等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架（以下この項において「寝台等」という。）又はその他の車いす使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。